

「温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案等」 の概要

○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令案の概要

1. 算定排出量算定期間の追加

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）第 21 条の 2 第 1 項の主務省令で定める期間に、三ふっ化窒素の算定排出量算定期間として、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間を定めます。

2. 報告事項の追加

法第 21 条の 2 第 1 項の特定事業所排出者が行う報告に係る事項及び特定事業所排出者が行う特定事業所に係る報告に係る事項として、直近の算定排出量算定期間における三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量を定めます。

3. 電子申請システムによる報告に係る規定の追加

平成 27 年度から ID とパスワードを利用して温室効果ガス排出量の報告等が行える「省エネ法・温対法電子報告システム」を新たに稼働することとしているため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の規定に基づき、法第 21 条の 2 第 1 項の規定による温室効果ガス算定排出量の報告及び法第 21 条の 8 第 1 項の規定による情報の提供について、ID とパスワードを使用した電子システムを使用した報告等を行うことができることを定めます。

また、電子システムを使用した報告等における事前届出等の手続及び様式、入力事項、紙媒体における署名等に代わり名称を明らかにする措置並びにエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）との関係について定めます。

4. その他

その他、所要の規定の改正を行うとともに、経過措置として、上記 1. 及び 2. に係る改正規定は、平成 28 年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量等について適用すること、平成 28 年度において報告すべきハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量については、直近の算定排出量算定期間又は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの温室効果ガス算定排出量の合計量を報告することなどを規定します。

○特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令案の概要

1. 三ふっ化窒素の排出量の算定に用いる係数等の追加

三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量の算定方法を定める地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成 11 年政令第 143 号）の改正に伴い、改正後の別表第 13 において省令で定めることとなっている三ふっ化窒素の製造及び半導体素子等の製造等における三ふっ化窒素の排出係数の値を、以下のとおり定めます。

(1) 三ふっ化窒素の製造 0.017

(2) 半導体素子等の製造

① 半導体素子若しくは半導体集積回路の製造におけるドライエッチング又は製造装置の洗浄にあたり、

- ・リモートプラズマ源を用いた技術を利用する場合 0.02
- ・リモートプラズマ源を用いた技術を利用しない場合 0.20

② 液晶デバイスの製造におけるドライエッチング又は製造装置の洗浄にあたり、

- ・リモートプラズマ源を用いた技術を利用する場合 0.03
- ・リモートプラズマ源を用いた技術を利用しない場合 0.30

2. その他

その他、所要の規定の改正を行います。

○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部改正案の概要

1. 調整対象温室効果ガス排出量の算定方法の改正

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）第 1 条第 4 号の規定に基づく調整後温室効果ガス排出量を調整する方法では、調整後温室効果ガス排出量は、調整対象温室効果ガス排出量、又は当該調整対象温室効果ガス排出量から償却前移転された算定割当量等を控除して得た量とされているところ、調整対象温室効果ガス排出量を算定するための排出量に三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量を追加します。

2. その他

その他、所要の規定の改正を行うとともに、経過措置として、上記 1. に係る改正規定は、平成 28 年度以降において報告すべき調整後温室効果ガス排出量について適用すること、平成 28 年度におけるハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び三ふっ化窒素の調整対象温室効果ガス排出量については、算定排出量算定期間又は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの温室効果ガス算定排出量の合計量を用いて算定することなどを規定します。

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

1. 電子申請システムによる報告に係る規定の追加

平成 27 年度から I D とパスワードを利用して省エネ法の報告等が行える「省エネ法・温対法電子報告システム」を新たに稼働することとしているため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の規定に基づき、主務大臣（経済産業省を除く）に対して I D とパスワードを使用した電子システムを使用した報告等を行うことができることを定めます。

また、上記改正に関連し、事前届出等の手続、入力事項、紙媒体における署名等に代わり名称を明らかにする措置について定めるとともに、関係する様式を改めます。

2. その他

その他、所要の規定の改正を行います。

※ 地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 10 に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の報告の一部を地球温暖化対策の推進に関する法律の報告とみなせることとなっています。これに関連し、今回、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則についても一部改正を行うものです。